

入札公告書

下記の案件について、事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。この入札は電子入札により執行します。

令和8年6月26日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

第1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| 1. 契約番号 | 2623100002 |
| 2. 工事番号 | 04-R8GH4-028 |
| 3. 案件名 | 東坊城配水支管更新・耐震化工事に伴う実施設計業務委託R8-1 |
| 4. 場所 | 橿原市 東坊城町 地内 |
| 5. 概要 | 布設替詳細設計（小口径） L=299m、
設計協議 一式、
関係機関協議資料作成 一式、
測量業務 一式 |
| 6. 履行期間 | 契約日の翌日から 令和9年2月26日 まで |
| 7. 設計金額 | 8,800,000 円 （消費税10%含む） |
| 8. 最低制限基準価格 | 6,935,500 円 （消費税10%含む） |

第2 入札参加資格要件

橿原市競争入札参加資格者名簿の土木コンサル 上水道及び工業用水に登録されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たすとともに、入札参加資格の確認を受けた者であることとします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
- 本店、営業所の所在地に指定はありません。
- この業務を行う期間中、下記のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。
 - 管理技術者：技術士（総合技術監理部門—上下水道—上水道及び工業用水道）又は技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道）あるいはRCCM（上水道及び工業用水道）
 - 照査技術者：技術士（総合技術監理部門—上下水道—上水道及び工業用水道）又は技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道）あるいはRCCM（上水道及び工業用水道）※管理技術者と照査技術者の兼務は不可。
また、配置される技術者は直接的な雇用関係にある者とし、競争入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- 過去10年以内に契約金額100万円以上、口径350mm以下の開削工法を含む配水管布設工事に関する詳細設計業務の元請実績1件以上を有すること。
- 橿原市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置の期間中の者でないこと。

6. 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

第3 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)を提出し、一般競争入札参加資格について確認を受けなければなりません。

1. 申請書は指定様式によるものとします。様式は、奈良県広域水道企業団インターネットホームページ「事業者の皆様」→「入札契約」→「橿原・明日香事務所/橿原エリア」→「入札公告(橿原・明日香事務所/橿原エリア)」に掲載しています。
奈良県広域水道企業団ホームページアドレス：<https://www.union.nara-water.lg.jp/>
2. 申請書の受付については、**令和8年7月1日** の正午まで、電子入札システムにより受付します。
3. 入札参加資格の確認により入札参加資格を認められた者には、**令和8年7月6日** に競争参加資格確認通知書を電子入札システムにて通知します。
4. 入札参加資格を認められた者は、競争参加資格確認通知書に基づき入札通知書及び設計図書等を受領し、諸手続きを行ってください。

第4 入札保証金 必要

第5 入札書提出締切日時 **令和8年7月28日 午後8時00分**

第6 開札日時及び場所 **令和8年7月29日 午前10時25分 クリーンセンターかしはら3階 入札室**

第7 事後審査

開札会にて落札候補者と認められた者について、第2の申請書に係る審査書類の提出を求め、落札者としての判定を行います。

第8 入札の事後公表

事後審査型条件付き一般競争入札における入札の事後公表は、落札者が決定された後に公表開札録にて行います。

第9 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札者心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

第10 その他

1. 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
2. 入札において、事故が起きたときや不正な行為等があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。